

とちぎヘルスケア産業フォーラム設置要綱

(名称)

第1条 この組織は、「とちぎヘルスケア産業フォーラム（以下「フォーラム」という。）」と称する。

(目的)

第2条 フォーラムは、健康寿命の延伸等が求められる中で、成長が期待できるヘルスケア関連産業について、本県の特色ある地域資源を最大限に活かしながら、新たな成長産業として関連事業を創出・展開することを目的とする。

(会員)

第3条 会員は、栃木県内で活動する企業、団体、産業支援機関等を対象とする。

(入会及び退会)

第4条 フォーラムに入会を希望する者は、別に定めるフォーラム加入申込書をフォーラムの会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 当面、会員の入会金及び会費は無料とする。

3 フォーラムの退会を希望する者は、退会届出書を会長に提出しなければならない。

(会員資格の取消し)

第5条 フォーラムは、会員が次のいずれかに該当する場合、その資格を取り消すことができる。

(1) フォーラムの信用を毀損し、又はその目的に反するような行為をしたとき。

(2) 会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合。

(3) 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められる場合。

(会長)

第6条 フォーラムに会長を置く。

2 会長は公益財団法人栃木県産業振興センター理事長とする。

3 会長はフォーラムを代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるときには、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(事業)

第7条 フォーラムは、次の事業を行う。

(1) 事業者間・異業種間の相互交流・情報交換・マッチング等によるネットワーク形成

(2) ヘルスケア産業に関する情報収集・情報発信・啓発活動

(3) 新事業の創出に向けた調査・研究

(4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(分科会)

第8条 フォーラムの下部組織として、分科会を置くことができる。

2 分科会の設置は、会長がとちぎヘルスケア産業推進会議の意見を踏まえ決定する。

(事務局)

第9条 フォーラムの事務局は、公益財団法人栃木県産業振興センターに置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、フォーラムに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月14日から適用する。